

ITと司法の事件簿

～2015年上半期～

弁護士・システム監査技術者
安保和幸（やすほ かずゆき）



やすほ
安保和幸法律事務所

本スライドは、直感的に理解していただけることを第一に作成したものです。このため、制度の網羅性や法律論としての厳密な正確性の点は一步後退させています。

また、講演の時には、口頭でも相応の説明を行いました。スライドの内容が講演の全てではありません。以上の点につきまして、ご容赦くださいますよう、お願いいたします。

主な参考文献等：

「新版 情報化時代の名誉毀損・プライバシー侵害をめぐる法律と実務」（静岡県弁護士会編，平成22年）

当事務所の実務経験，近時のマスコミ報道

自己紹介





自己紹介

名古屋で弁護士をしています

- 民事事件を中心に
- 相続，離婚，交通事故，倒産なども
- 刑事ももちろん
- 「ITに強い弁護士」



自己紹介

弁護士になって10年目です

- 茶のしずく石鹼被害救済愛知弁護団事務局長
- 破産管財人や相続財産管理人も
- 愛知県弁護士会や日本弁護士連合会の委員会での活動



自己紹介

しかし、**情報系の出身です**

- 工学修士（情報工学）
- 元システムエンジニア（社内向け）
- システム監査技術者（平成18年）
- iPhoneアプリ「民事利息電卓」
（法律実務家向け）



自己紹介

ぜひアクセスしてください

- [<http://相談しようみんな>]
(事務所Webサイト)
- 事務所Facebookページ
- 個人のFacebookページ



自己紹介

ふだんから感じていること

- ITが関連する法律問題が、
質・量ともに非常に多くなってきた
- 毎日、事件報道の何割かをIT関係が
占めるほどに
- ほとんどの弁護士がIT非対応



ITと司法の事件簿

～2015年上半期～

- 「忘れられる権利」の実務
- 著作権法違反への対応
- GPSの捜査利用
- その他
 - 個人情報保護法の改正（見込み）

「忘れられる権利」の実務





「忘れられる権利」の実務

何が起こっているのか？

- ある時に発信された情報や意見が、いつでも・いつまでも、容易に検索・閲覧されてしまう



「忘れられる権利」の実務

何が起きているのか？

- Webサイト ・ ブログ
- 掲示板
- SNS
 - 公開のタイムライン
 - グループ



「忘れられる権利」の実務

何が起きているのか？

- いわれのない誹謗中傷の書込み
- 社会的評価を傷つける報道や意見
- プライバシーに関する情報
- 過去の犯罪報道
- これらの情報にリンクする検索結果



「忘れられる権利」の実務

どうやって「忘れてもらおう」か

- 記事の投稿者による削除
- サイトの運営者による削除
- いずれも削除に応じない場合



記事の投稿者による削除

- 掲示板やメッセージなどで、直接願い出してみる
- サイトの運営者を通じ、投稿者への連絡を試みる



「忘れられる権利」の実務

サイトの運営者による削除

- サイトの運営者に願い出してみる

Google ユーザビリティ調査にご協力いただける方を募集中！ご興味の方はぜひ[こちら](#)からご連絡ください。

Google からの情報の削除

写真、プロフィールへのリンク、自分に関する情報が含まれたウェブページなど、Google の検索結果から情報を削除したい場合があります。通常は、情報が含まれているウェブサイトの所有者（ウェブマスター）に連絡して、情報を削除するように依頼する必要があります。

機密性の高い個人情報（銀行口座番号や手書きの署名の画像など）を検索結果から削除する必要がある場合は、このページから Google に情報の削除をリクエストしてください。Google 側で削除できる情報の種類については、Google の[削除ポリシー](#) [🔗](#)をご覧ください。

ウェブマスターに連絡する理由

Google 側で問題のサイトや画像を Google の検索結果から削除したとしても、そのウェブページが消えることはありません。サイトの URL を入力すれば直接アクセスでき、ソーシャル メディアでの共有や Google 以外の検索エンジンには表示されてしまいます。この理由から、ウェブマスターに連絡して、問題のページを完全に削除してもらうことが最善の方法となります。

写真や情報が Google の検索結果に表示されるということは、その情報がインターネット上に存在するということを意味するだけであり、Google がその情報を承認しているわけではありません。

Googleへの削除依頼のページ

Google からの情報の削除

写真、プロフィールへのリンク、自分に関する情報が含まれたウェブページなど、Google の検索結果から情報を削除したい場合があります。通常は、情報が含まれているウェブサイトの所有者（ウェブマスター）に連絡して、情報を削除するように依頼する必要があります。

機密性の高い個人情報（銀行口座番号や手書きの署名の画像など）を検索結果から削除する必要がある場合は、このページから Google に情報の削除をリクエストしてください。Google 側で削除できる情報の種類について詳しくは、Google の[削除ポリシー](#)  をご覧ください。

ウェブマスターに連絡する理由

Google 側で問題のサイトや画像を Google の検索結果から削除したとしても、そのウェブページが消えることはありません。サイトの URL を入力すれば直接アクセスでき、ソーシャル メディアでの共有や Google 以外の検索エンジンには表示されてしまいます。この理由から、ウェブマスターに連絡して、問題のページを完全に削除してもらうことが最善の方法となります。

写真や情報が Google の検索結果に表示されるということは、その情報がインターネット上に存在するということを意味するだけであり、Google がその情報を承認しているわけではありません。

該当するリンクをクリックしてください。

- ☐ Google 検索に表示される情報を削除する
- ☐ Google 検索に情報が表示されないようにする

Googleへの削除依頼のページ



「忘れられる権利」の実務

テレコムサービス協会書式
(テレコム書式)

サイトの運営者による削除

- 「侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書」を提出してみる

プロバイダ責任制限法



書式① 侵害情報の通知書（名誉毀損・プライバシー）

年 月 日

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[権利を侵害されたと主張する者]

住所

氏名 (記名) 印

連絡先 (電話番号)
(e-mail アドレス)

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL : その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、口付、ファイル名等)
-----------	--

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所		URL： その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報		例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割りきったおつきあいをしませんか」という、あたかも私が不倫相手を募集しているかのように装った書き込みがされた。
侵害情報等	侵害されたとする権利	例) プライバシーの侵害、名誉毀損
	権利が侵害されたとする理由（被害の状況など）	例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、交際の申込やいやがらせ、からかいの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。

上記太枠内に記載された内容は、事実と相違なく、あなたから発信者にそのまま通知されることになることに同意いたします。

発信者へは各々開示して差し支えない場合は...太枠に〇を記入してください。〇印の

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書



サイトの運営者による削除

- 法務省人権擁護機関（法務局内）による削除要請



「忘れられる権利」の実務

問題点

- 強制力がない
- 海外のサイト運営者への効力に疑問がある



「忘れられる権利」の実務

いずれも削除に応じない場合

- 警察へ通報？ 告訴？
- サイト運営者を相手取り、
投稿記事削除の民事裁判手続



投稿記事削除の民事裁判手続

- 仮処分申立て
- 訴訟提起



仮処分手続（民事保全法）

- 訴訟だと判決を得て権利を実現するまでに時間がかかり、その間に現状変更による支障などが生じるため、**比較的簡易な手続**によって、とりあえず勝訴したときと同様の状態を**緊急に**確保する裁判手続



仮処分手続で得られる決定

- 出てくる決定は「仮に削除せよ。」という命令
- もっとも、「仮に削除」された記事が後で復活されることはまずない



仮処分命令を得るために

- 表現の自由との兼ね合い
- 「当該表現行為によって、被害者が事後の金銭賠償によっては回復が不可能か、著しく困難になる程度の重大な損害を被るおそれ」が必要



仮処分命令を得るために

- 誹謗中傷の程度が強いとはいえない
- 第三者から見て誰のことか不明
- 現実世界の誰のことか不明
- 犯罪報道（真実のもの）からまだ間がない



仮処分命令を得るために

- 誹謗中傷の程度が強いとはいえない
- 第三者から見て誰のことか不明
- 現実世界の誰のことか不明
- 犯罪報道（真実のもの）
間がない

残念な
結果に...



「忘れられる権利」の実務

仮処分命令を出すと言われたら

- 保証金を法務局で供託する
- 供託したことを裁判所に届け出る



仮処分命令が得られたら

- サイトの運営者側が自ら削除をしてくれる場合が多い
- サイトの運営者側に、仮処分命令が出たことを伝える必要がある場合あり



削除が実現したら

- 完全削除 または 送信停止
- 大元が削除されれば、いずれ検索もされなくなる
- ミラーサイト対策を要する場合も



「忘れられる権利」の実務

一件落着。

… とはまだなりません。



「忘れられる権利」の実務

慰謝料請求をどうやって行うか

- 削除が実現したとしても、その記事が公開されていた間の慰謝料や損害賠償を請求したい
- しかし、多くの場合で投稿者が不明

発信者情報開示請求の実務





投稿者の特定のために

- 削除請求と合わせて、
発信者情報開示を求める手続をする
ことが通例



発信者情報開示請求の実務

発信者情報開示請求の手続

サイト運営者側に発信者情報開示請求

仮処分

IPアドレス タイムスタンプ



プロバイダ等に発信者情報開示請求

訴訟

氏名 住所 メールアドレス等



投稿者に損害賠償請求



発信者情報開示請求の実務

発信者情報開示請求の手続

サイト運営者側に発信者情報開示請求

仮処分



IPアドレス タイムスタンプ

プロバイダ等に発信者情報開示請求

訴訟



氏名 住所 メールアドレス等

投稿者に損害賠償請求



発信者情報開示請求の実務

発信者情報開示請求の手続

サイト運営者側に発信者情報開示請求

仮処分



IPアドレス タイムスタンプ

プロバイダ等に発信者情報**消去禁止**請求

仮処分



(ログを消させない)

プロバイダ等に発信者情報開示請求

訴訟



氏名 住所 メールアドレス等

投稿者に損害賠償請求



発信者情報開示請求の実務

発信者情報開示請求の手続

サイト運営者側に発信者情報開示請求

仮処分



IPアドレス タイムスタンプ

プロバイダ等に発信者情報消去禁止請求

仮処分



(ログを消させない)

プロバイダ等に発信者情報開示請求

訴訟



氏名 住所 メールアドレス等

投稿者に損害賠償請求



発信者情報開示請求の実務

発信者情報開示請求の手続

サイト運営者側に投稿記事削除請求

サイト運営者側に発信者情報開示請求

仮処分



IPアドレス タイムスタンプ

プロバイダ等に発信者情報消去禁止請求

仮処分



(ログを消させない)

プロバイダ等に発信者情報開示請求

訴訟



氏名 住所 メールアドレス等

投稿者に損害賠償請求



勝訴判決を得るために

- 発信者のプライバシー・表現の自由
との兼ね合い
- 「侵害情報の流通によって開示の
請求をする者の権利が侵害された
ことが明らかである」 ことが必要
(明白性)



一段ハードルが上がる

- たとえ名誉毀損が成立しても、違法性なしとされる場合がある
- 違法性なしとされる場合に
当たらないことを証明する必要あり



名誉毀損について

- 人の社会的評価を低下させること
- 虚偽の内容での誹謗中傷が典型
- 内容が真実でも 名誉毀損になり得る



違法性なしとされる場合

- 公共の利害に関する事実， かつ
- 専ら公益を図るという目的， かつ
- 事実が真実であること， または
真実であると信ずるにつき相当
の理由があること



違法性なしとされる場合

- 公共の利害に関する事実, かつ
- 専ら公益を図るという目的, かつ
- 事実が真実であること, または
真実であると信ずるにつき相当
の理由があること



もろもろの問題点

- サイト運営者が外国法人の場合
- 特定された人物（組織）と投稿者とが一致しない場合
- プロキシサーバーやTorなどが利用されていた場合



一件落着。

… に近づいてきましたが…。



費用対効果の問題

- 多くの場合、認容される慰謝料額は100万円もいくかどうか
- 対して、発信者情報開示に要する費用や時間は…



「忘れられる権利」 今後の見通し (私見)

- 削除はしやすくなる方向。
裁判を経なくとも実現しやすく
- 発信者情報開示は難しくなる方向。
投稿者特定に技術的に至りにくく

著作権法違反への対応





著作権法違反への対応

著作権法違反に基づく請求が来た！

- 動画コンテンツの事例
- 有償のソフトウェアの事例

訴訟予告知

平成26年 月 日

住所 愛知県 市 区 丁目 番 号

名 前 様

(管理番号)

東京都

弁護士法人

電 話 0 3 -

弁護士法人

電 話 0 3 一

F A X 0 3 一

株 式 会 社 代 理 人

弁 護 士

弁 護 士

弁 護 士

弁 護 士

弁 護 士

弁 護 士

弁 護 士

弁 護 士

弁 護 士

弁 護 士

弁 護 士

前 略

当職らは、株式会社（以下「依頼会社」といいます。
。）の代理人として、貴殿に対して、以下のとおり、警告
を致します。

記

貴殿は、依頼会社が著作権を有し、有料配信している著
作物（以下「本件著作物」といいます。）を、何等の権限
がないにもかかわらず、違法にインターネット上の無料サ
イト（以下「無料サイト」といいます。）に転載し、その
結果、本件著作物が無料サイトにおいて、278,594
回視聴されました。これにより依頼会社は、本来であれば

イト（以下「無料サイト」といいます。）に転載し、その結果、本件著作物が無料サイトにおいて、278,594回視聴されました。これにより依頼会社は、本来であれば視聴者から得べかりし視聴料金相当額金83,578,200円（1回あたり300円×視聴回数278,594回）を徴収することができず、同額の損害が生じました。

そこで、依頼会社としては、貴殿に対して、本件著作物の転載を直ちに中止することを求めるとともに、損害賠償を支払うように警告を致します。なお、視聴料相当額の損害賠償が巨額で支払いが困難である場合には、資力に応じた示談金額を検討いたしますので、必ずご連絡頂けます様

、宜しくお願い致します。

期限までに支払いがない場合や何等の連絡がない場合には、民事訴訟を提起し、判決が下ってもなお支払いがない場合には、貴殿の勤務先の給与債権や、銀行口座の預金債権等を差押えることとなります。また、法的手続に移行した場合、元金のみならず、支払日までの遅延損害金や訴訟費用もご負担いただくこととなりますので、その旨ご了承ください。

また、貴殿の無料サイトへの転載行為は、著作権法違反に該当し、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科（著作権法第119条第1項）の対象となります。そこで、民事訴訟の提起とともに、刑事告訴を

権等を差押えることとなります。また、法的手続に移行した場合、元金のみならず、支払日までの遅延損害金や訴訟費用もご負担いただくこととなりますので、その旨ご了承ください。

また、貴殿の無料サイトへの転載行為は、著作権法違反に該当し、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科（著作権法第119条第1項）の対象となります。そこで、民事訴訟の提起とともに、刑事告訴をする場合もございますので、その旨、併せて警告いたします。

草々



著作権法違反への対応

8300万円の損害!?

- 計算の仕方としては一応ありうる話
- 損害額 =
侵害者の譲渡等数量
× 権利者の単位当たりの単価



著作権法違反への対応

ほかの計算の仕方

- 損害額 = 侵害者が得た利益
- 損害額 = ライセンス料相当額



著作権法違反への対応

解決に向けて



関連事件

- 著作権法違反の動画投稿を行った者ら4名を逮捕（平成26年9月）
- 「300万円稼いだ」という者も
- 違法行為を世界に大公開…

2014（平成26）年 月 日

〒 愛知県

御中

〒

大阪市

別紙企業リスト記載会社

代理人弁護士

（担当）弁護士

通 知 書

通 知 書

冠省 当職は、別紙企業リスト記載の各社（以下「通知人ら」といいます）の代理人として、貴社に対し、以下のとおり通知いたします。

通知人らは、自己が著作権を有するコンピュータソフトウェアについて、特に業務上コンピュータソフトウェアを使用している企業内における違法コピーへの対策活動をしております。

この度、通知人らが、一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（日本国内外の約200社のコンピュータソフトウェア制作会社が会員となって構成する一般社団法人。コンピュータソフトウェア不正使用ホットライン及びホームページを設けております。）から入手した情報によれば、貴社は、通知人らの一部が著作権を有するソフトウェアプログラムの著作物を、著作権者の許諾なく、少数のオリジナルソフトウェアをもとに、多数のコンピュータに違法にインストールしていると

のことでした。この情報を通知人らの保有する他の情報等とあわせて精査した結果、通知人らとしては、この情報が信用しうるものであると考えております。

ソフトウェアプログラムの著作物は著作権法によって保護されており、著作権者の許諾を得ることなく1つのオリジナルソフトウェアを複数のコンピュータにインストールすることは、著作権者の有する複製権（著作権法21条）を侵害する行為であります。そして、著作権侵害行為は、民事上損害賠償請求の対象となるだけでなく、刑事上も、それが故意による場合は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこれらの併科刑に処せられる犯罪行為です（著作権法119条1号）。また、法人等がその業務に関し著作権侵害行為を行った場合には3億円以下の罰金刑が科されることとなります（著作権法124条1項1号）。

以上のことから、通知人らは、企業内における違法コピーを深刻な問題であると受けとめ、法的に可能な措置を取るべきであると考えております。

しかし一方で、通知人らは、上記の違法行為が著作権法の理解不足ないし企業の責任者が了解しないまま行われていることもあり得ると理解しております。したがって、貴社において万一違法インストールの事実が明らかになった場合でも、直ちに訴え提起等の法的措置をとるのではなく、貴社と当職とが話し合いによって解決できる機会を設けたくご提案いたします。

って、貴社において万一違法インストールの事実が明らかになった場合でも、直ちに訴え提起等の法的措置をとるのではなく、貴社と当職とが話し合いによって解決できる機会を設けたくご提案いたします。

つきましては、その前提として、貴社内全てのコンピュータにインストールされたソフトウェアの調査を行われるよう要請いたします。なお、調査の対象は、別紙記載の各社全てのソフトウェアとしていただきますようお願いいたします。ご参考までに調査結果報告のための書式及び記入例を同封します（データでご提出いただいても結構です）。ご回答、ご質問等は当職までお願いいたします。なお、調査結果は、本書面到達後2週間以内にご提出くださるようお願いいたします。

上記ソフトウェア調査は、あくまで貴社が任意に行っていただくものであり、通知人らはこれを強制するものではありません。しかしながら、貴社が通知人らの調査要求に応じていただけない場合には、貴社に対する法的措置を検討する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、現在貴社内コンピュータに違法インストールされているソフトウェアがある場合、そのソフトウェアは一切消去等しないでください。また、本件が解決さ

れる前に、ソフトウェアの正規品の購入を希望される場合には、事前に当職までご連絡下さい。現時点でソフトウェアを購入しても、これまでの無許諾のインストールが遡って適法にはなりませんのでご注意ください。

以上

- 1 Apple Japan 合同会社（アップルリンク）
- 2 アドビシステムズインコーポレーテッド
（アドビシステムズ株式会社）（旧マクロメディア製品も含む）
- 3 株式会社ヴァル研究所
- 4 オートデスク・エイジア・ピー・ティー・イー・リミテッド
（オートデスク株式会社）（旧エイリアスシステムズ製品を含む）
- 5 株式会社オービックビジネスコンサルタント
- 6 ダイナコムウェア株式会社
（ダイナラブ・ジャパン株式会社も含む）
- 7 株式会社タイプバンク
- 8 トレンドマイクロ株式会社
- 9 ファイルメーカー株式会社（ファイルメーカーリンク）
- 10 フォントワークス株式会社
（旧社名：株式会社フォントワークスジャパン）
- 11 マイクロソフトコーポレーション
（日本マイクロソフト株式会社）
- 12 株式会社モーリン
- 13 株式会社モリサワ
- 14 弥生株式会社（旧社名：インテュイット株式会社）

企業リスト

<調査票①>

インストールソフトウェア個別調査票

日 付：

担当者：

※この調査票はコンピュータ 1 台ごとに記入して下さい。複数台保有されている場合は、この調査票をコピーしてご記入下さい。

コンピュータの機種

コンピュータの所在場所

使用者：

コンピュータの使用形態 サーバ/ホスト、クライアント（端末）、独立
※いずれかに○をお付け下さい

インストールされているソフトウェアの名称 (OSソフトウェアを含む)	バージョン	エディション	シリアル番号/ライセンス番号	フリ インストール
MicrosoftOffice	97	Professional	*****-*****	
VisualStudio	6.0	Enterprise	*****-*****	
Windows	2000	Professional	*****-*****	○
駅すばあと	1999		*****-*****	
Adobe Acrobat	4.0	Reader		

Windows	2000	Professional	*****	
駅すばあと	1999		*****-*****	
Adobe Acrobat	4.0	Reader		
ウイルスバスター	2000		*****-*****	
一太郎・花子	9	パック	*****-*****	
リュウミンM-KL	CID	ATM	*****	
じゅん501	OCF	高解像度	*****	
3dsMax	5.1		***-***	
Creaner			***-*****	

注意事項

※マイクロソフト社Officeのようにエディションがある場合は必ず明記して下さい。

(例：マイクロソフト社Office2000には「Premium」「Professional」「Standard」「Personal」「Developer」の5種があります。また、Office媒体からそのコンポーネント (Excel・Word・Access等) をインストールした場合は、Officeとしてご記入下さい。)

※ジャストシステム社一太郎・花子スペシャルパックのようにパック製品も明記下さい。

なお、ATOK付き製品ソフトも明記下さい。

※アドビシステムズ社AcrobatはReaderかどうかご確認下さい。

※フォントソフトはパック製品をご使用の場合、フォント名詳細を明記下さい。なお、CID版かOCF版、解像度 (ATM・低・高)、各シリアルNOを明記下さい。

※所有ライセンスにつきましても、同様にエディション等詳しくご記入下さい。

(Serverライセンス所有の場合、許諾クライアント数をご記入ください。)

記入方法にご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さいますようお願い致します。



著作権法違反への対応

おそらく...

- ソフトのアクティベーション時、起動時などに通信して、IPアドレスやシリアルナンバーの情報を収集し、裏付けは既に完了

送付書

2014年 月 日

宛先

代理人 弁護士 安保和幸 先生
(FAX 052-953-6003)

FAX送信枚数 本書含め 9 枚

発信人

Apple Japan 合同会社ほか13社 代理人
弁護士

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

1. 貴職から提出された平成26年 月 日付「ご連絡書」その他の内容を当方にて精査確認致しました結果、添付の和解契約書案末尾の表記載のソフトについて不正コピー（ライセンス不足）があったと認められましたので、損害金を算定致しま

正コピー（ライセンス不足）があったと認められましたので、損害金を算定致しました結果、損害金額は、

4, [REDACTED], [REDACTED] 円

となりました。この金額は、不正コピーがあったソフトの定価総額である

2, [REDACTED], [REDACTED] 円

の1.5倍に相当する金額です。

2 当方が1.5倍の額を提示している根拠は以下のとおりとなります。

当方といたしましては、「著作権者…は、故意又は過失によりその著作権…を侵害した者に対し、その著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる」との著作権法114条3項に基づき、貴社に対し、損害賠償として請求したいと考えております。

そして、当方としては、上記の「相当額」につきまして、以下の理由により、正規品小売価格の1.5倍相当額を下ることはないと考えております。

まず、平成12年の著作権法改正により、著作権法114条3項については、「通常受けるべき金銭の額」の文言から「通常」の文字が削除されたことにより、使用料額の認定において、一般的相場にとらわれることなく、訴訟当事者間の具体的事情を考慮した妥当な使用料額が認定できることが明確にされております（加戸守行著「著作権法逐条講義」（五訂新版）679頁）。

さらに、同条同項は最小限の損害額として請求できる金額を定めたものであり、かつ同条4項前段では、「前項の規定は、同項に規定する損害を越える損害の賠償の請求を妨げない。」としております。

そこで、当方が1. 5倍を根拠づけると思料する基礎事情を列挙致しますと、

- ① 貴社において、違法複製がなされてから相当期間が経過しているものと思われるところ、著作権侵害行為から現時点までにおいて、法定利率による利息が生じていると考えられこと
- ② 権利者は、自己のソフトウェアにかかる著作権を保護するため、大規模な広告、広報活動、費用をかけているところ、本件事件の端緒も、このような権利者の活動に起因しているものであること
- ③ 権利者は、本件の著作権侵害事件に関して、相当の弁護士費用、事務費用を負担していること
- ④ 当初から正規品を購入している者と、著作権を侵害した者との公平性を保つ必要があること
- ⑤ 企業をはじめとした諸団体内における大量かつ継続的な著作権侵害行為を抑止する必要があること

3 つきましては、当方として想定している和解契約書案も併せて添付致します。内容をご検討の上、当職にご連絡下さい。

なお、本件和解契約当事者のマイクロソフト、アドビ及びオートデスク社が外国

答をこの便箋の上、当職にご連絡下さい。

なお、本件和解契約当事者のマイクロソフト、アドビ及びオートデスク社が外国法人である関係で、本件損害金について発生する源泉徴収義務（賠償金支払者である貴社が源泉徴収義務者となります）の減免手続が必要となります（和解契約書案第2条2項）。

この点については、和解契約書正本を送付する際に説明致しますが、ごく簡単にいうと、当方が用意する減免手続必要書類を貴社において所轄税務署に提出手続を行い、これにより、

- ・マイクロソフト及びアドビについては源泉徴収が免除になり、
 - ・オートデスクについては20%の源泉割合が10%となり、貴社において10%の源泉徴収を行い、別途該当部分の納税証明書を取得して頂く
- ということになります。

4 なお、念のため申し上げますと、この損害金の請求は、貴社から申告のあった違法インストール状態により生じた損害賠償請求権を行使するものであり、当該ソフトの継続使用を認めるものではなく、和解契約書3条に従い、違法インストールされたソフトウェアはアンインストール（削除）されなければなりません。

また、2条5項は、ソフトウェアの購入を義務づけるものではありません。3条の削除に従い、貴社の業務上の必要性があって代替ソフトウェアを購入した場合にはご報告頂きたいという趣旨のものです。

5 また、新規にソフトウェアを購入したからといって、これまでの違法インストールによる著作権侵害にもとづく賠償責任を免れるものではありません。

なお、当職からの平成26年3月19日付通知書において、「本件が解決される前に、ソフトウェアの正規品の購入を希望される場合には、事前に当職までご連絡下さい」とありますのは、本件が解決される前に正規品を購入してこれをインストールされてしまうことによる証拠の隠滅を未然に防ぐためのものであって、当職にて正規品の購入について特に斡旋等するものではありませんので、念のために申し上げます。

敬具

顧客が正規品に示された販売代金を
支払い, …プログラムの正規複製品を
インストールして複製し (て) 使用…
できる地位を獲得する契約態様 (の)
場合においては, …損害額は…
正規小売価格と同額と解する

東京地裁平成13年5月16日判決



著作権法違反への対応

解決に向けて

GPSの捜査利用





警察などによるデータ収集

- 搜索・差押え（強制処分）か
実況見分（任意処分）か
- プライバシー権などの基本的人権
との兼ね合い
- 強制処分には、裁判所の令状が必要



捜査活動でのGPSの利用

- 捜査対象者の車両にGPS端末を取り付け，行動確認などに使用
- 本人に無断，かつ，令状もない
- 全国各地の警察で行われているもよう



判例は割れている

- 大阪地裁平成27年1月27日決定
(令状なくとも適法)
- 大阪地裁平成27年6月4日決定
(令状がないと違法)



GPSの捜査利用

ちなみに、違法とされると…

- GPSによって得られた行動記録などは、刑事裁判で証拠から排除
- 他の証拠から証明されれば有罪



民事でのGPSの利用

- 浮気調査などを行う探偵が、対象者の車両にGPSを取り付ける
- 一晩1万円くらいでできる
- 得られた証拠を、裁判所はふつうに採用する

おわりに





おわりに

名古屋IT弁護士団を立ち上げました

- ほとんどの弁護士がIT非対応
- そこで...



IT? インターネット?

名古屋

ました

- ほと
- そこ

しかも、法律問題?

IT技術者としての資格・経歴をもつ弁護士が、IT・インターネットに関連する法律問題のご相談に応じます。

名古屋 IT 弁護団

<http://it.bengoshi.nagoya/>

名古屋 IT 弁護団

<http://it.bengoshi.nagoya/>

ITと司法の事件簿

～2015年上半期～

弁護士・システム監査技術者
安保和幸（やすほ かずゆき）



やすほ
安保和幸法律事務所